

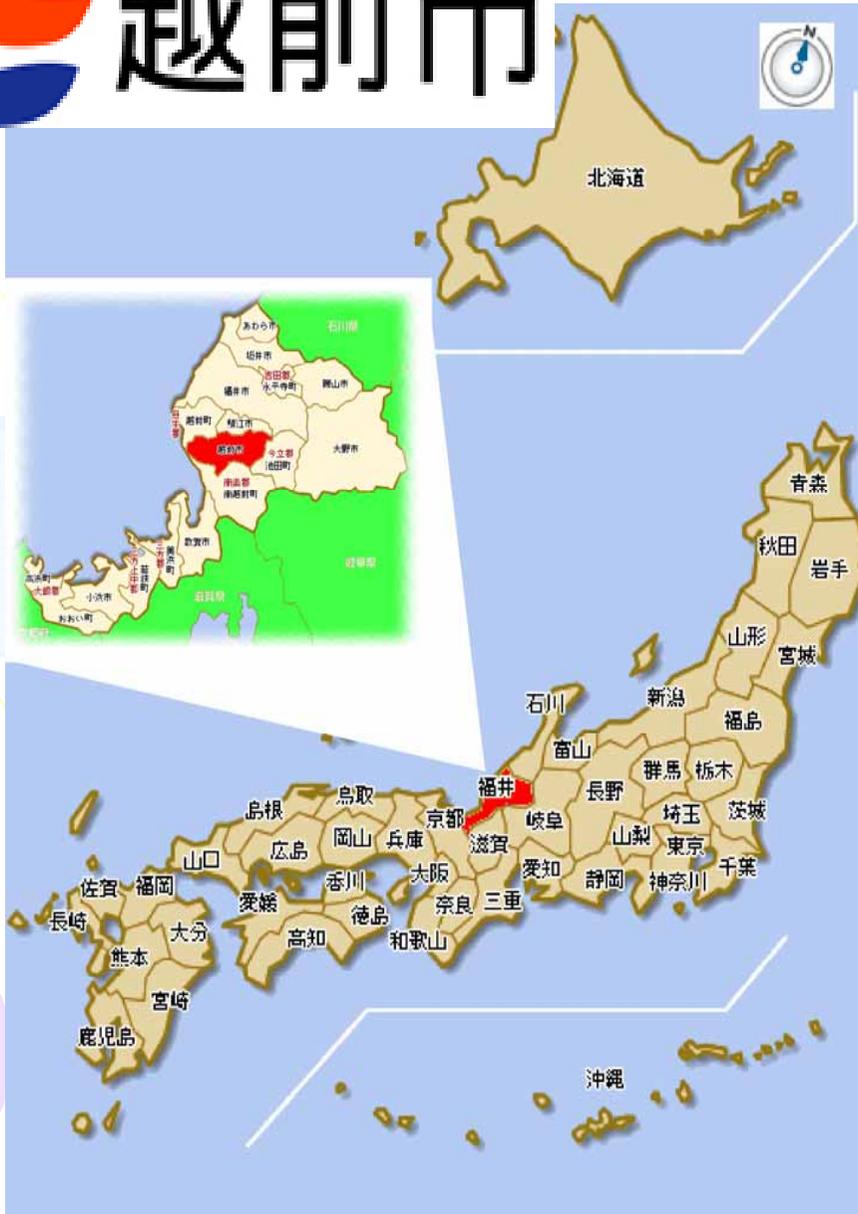
# わたしたちの 自治基本条例

まちづくりの

主役は市民の皆さんです



# 越前市

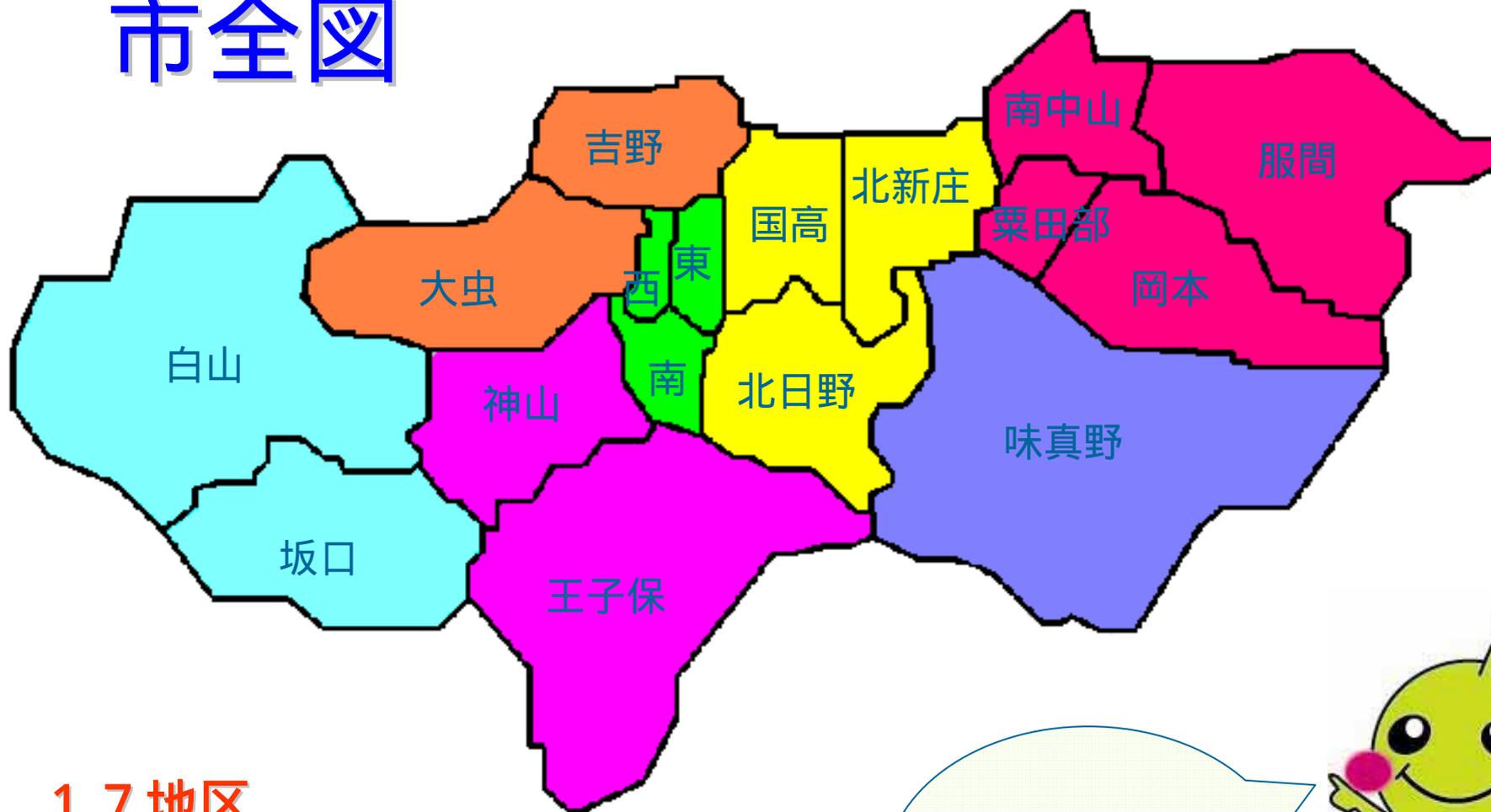


## 平成17年10月1日 武生市と今立町合併

(平成20年2月1日現在)

- 人口 87,356人  
内外国人 3,377人
- 面積 230km<sup>2</sup>
- 世帯数 26,532世帯
- 小学校 17
- 中学校 7 + 1分校
- 地区公民館 17
- 自治振興会 17
- 町内 282

# 市全図



## 17地区

それぞれの地区の特色を考えた  
まちづくり「地域自治振興事業」

地域のことは  
地域で



## 市民活動の例



河川一斉清掃



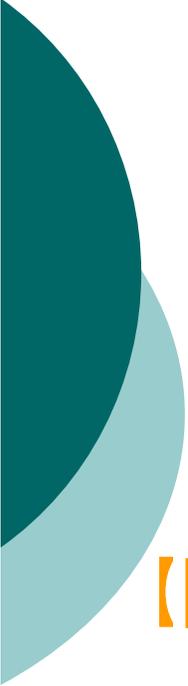
防犯パトロール



防災訓練



高齢者配食サービス



# 地方自治のあり方とは

---

## 地方自治の基本(地方自治の本旨)

「団体自治」と「住民自治」

### 【団体自治】

一定の地域を基礎とする国から独立した自治体を設け、自主性・自立性を持って、自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を行うこと。

### 【住民自治】

住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。



# 自治基本条例制定の必要性

---

## 住民自治の実現の要請

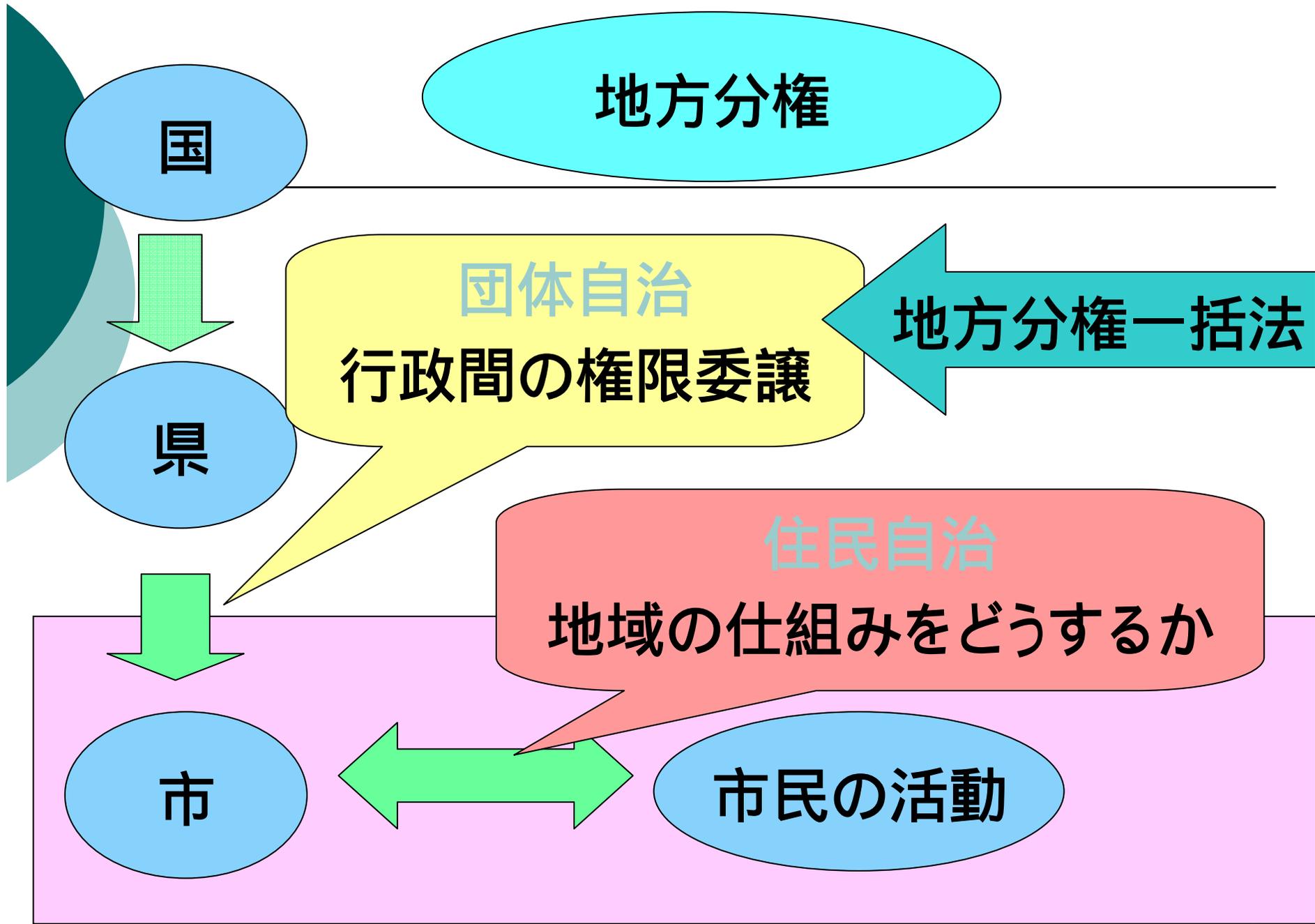
- ・行政主導型から住民主体のまちづくりへ
- ・市民が自ら考え、決定し、実行していくシステム
- ・住民ニーズの多様化

## 時代の大きな潮流

- ・少子高齢化
- ・行財政改革

## 地方分権の進展

- ・「画一と集積」から「多様と分権」
- ・地方分権一括法の施行（平成12年4月施行）
- ・国と地方は対等関係、自立的な自治体運営



均一的なまちづくり手法の限界

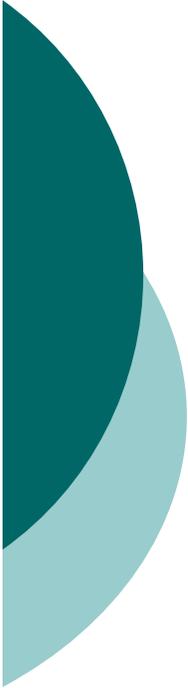
多様な生き方・自己実現の場がほしい

地域のことは地域で決めたい

市民が相互に助け合う社会システム

多様な市民活動の成長

市民自治



# 越前市における制定の背景( )

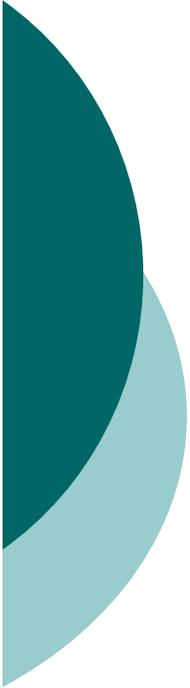
---

行政運営における公正の確保と  
透明性の向上

市民の権利、参加・参画に関する条例整備  
「行政手続条例」や「情報公開条例」の制定など

市民参加の推進

審議会等の市民公募制度  
パブリック・コメント制度  
市ホームページの開設等



# 現在までに整備運用した条例

---

環境基本条例（平成8年）

行政手続条例（平成9年）

情報公開条例（平成10年）

個人情報保護条例（平成12年）

男女共同参画推進条例（平成14年）

安全で安心なまちづくり推進条例（平成14年）

議会議員政治倫理条例（平成15年）

地域自治振興条例（平成16年）

市民憲章「わたしたちの誓い」（昭和58年）



# 越前市における制定の背景( )

---

市民との協働によるまちづくりの推進  
市民自治活動の推進、地域自治振興事業の推進

平成16年3月～ 小学校区ごとに、自治振興会を設立し、  
独自に事業計画を策定、市からの交付金で実施する。  
「地域のことは地域で」都市内分権の受け皿となる。

越前市総合計画（2016年を目標年次）  
「元気な自立都市 越前」基本理念「自立」と「協働」



# 越前市自治基本条例の意義

---

すべての市民が、自分で考え、行動し、豊かで住みやすいまち「越前市」を、一緒に力を合わせてつくっていくための大切な仕組みを明らかにするもの。

(「まちの憲法」と言われている。)

市民と市との協働によるまちづくりを進める上で、この条例が規範になる。

【具体的には】

本市の自治の理念や、市民の権利・責務、市民と市の関係等を明確にするとともに、行政運営のあり方など、本市の自治の基本となる事項を定めるもの。

# 制定までの経過

---

- H15.6 「自治基本条例研究会」(庁内)を設置
- 12 12月議会で市長が条例制定を表明
- H16.2 庁内「自治基本条例検討委員会」を設置
- 3~5 2つの市民団体が市長に提言
- 6/3 「自治基本条例策定市民懇話会」を設置
- 6~7 パブリック・コメント制度による意見募集
- 8/11 市民懇話会が市長に提言
- 9/21 9月市議会で条例案が可決
- 9/29 武生市自治基本条例の公布
- H17.3/1 施行(関連規則も施行)



## 自治基本条例研究会(庁内)

---

H15.6.27

法令審査委員会の幹事で構成 (14人参加)

研究会 3回 研修会等へ参加 2回

(研究内容) ・国内他市の条例内容研究  
・条例の意義及び位置づけ  
・他市の策定過程の研究

H15.12月 市議会で、市長が9月制定を表明

H16.3月 研究会報告書を市長提出

# 市内検討委員会・研修会 (H16.2月)

2/25 中9

武生市

## 自治基本条例制定へ

### 市職員や市議ら勉強

福井大の杉原助教

### 先進地の例挙げ解説

武生市は二十四日、市域科学部の杉原丈史助教

民ホールで、自治基本条例の制定に向けた講演会を開いた。福井大教育地

授が北海道二七〇町や兵庫県宝塚市など先進地の例を挙げながら制定の意

義や背景を解説した。

自治基本

条例はすべの憲法的な役割を果たす条例。これまでもの権利や条例を充実させていくための体系を進めなければ条例化の意味がない」と述べた。

杉原丈史助教(手前)の話に熱心に聞く参加者たち=武生市民ホールで



と市民が築いてきた市民参加や情報公開などの理念を保障し、ま

ープのメンバーや公募の市民を加えた懇話会を立ち上げ、九月の制定を目指す。



# 検討委員会・検討部会設置

---

## 検討委員会

H16.2.24～8.23

助役を委員長 部長級12人で構成

計5回の検討会議

## 検討部会

H16.3.10～8.5

各部よりの委員13人で構成

計9回の検討部会

- ・ 条例の原案づくりを担当する



## (当初) 条例策定における検討課題

---

市民にとってわかりやすい簡素な条文

「議会の役割や責務」を盛り込むか

「住民投票」の取り扱い

「最高規範性」の明記

条例の実効性を高める仕組みづくり



## 2つの市民団体からの提言

---

### 武生市地域自治振興条例市民会議

- ・旧武生市区長会連合会が主宰
- ・各分野の代表 18人で、平成15年12月に発足
- ・平成16年3月12日に提言、25項目

### 武生市市民自治基本条例をつくる会

- ・丹南市民自治研センターの呼びかけ
- ・市民活動家や主婦等 41人、
- ・平成15年8月に発足
- ・11回のワークショップ、中間報告会の開催
- ・平成16年5月10日に提言、14条

# 条例案を検討する市民グループ (平成16年2月)

2004.2.17 読売 (第三種郵便物認可)

## 市民自治基本条例の議論活性化

武生市は、「地域の」を地域で決める「ための基本ルールをまとめた自治基本条例(仮称)の制定準備を始めた。二つの市民団体も、独自の市民憲法づくりに取り組んでいる。地区ごとの独自の事業を行う「地域振興事業」が本格化してきたのと表裏を合わせ、まちづくりのルールについて、議論が活発化している。(井ノ口 麻子)

自治基本条例は、条例の最高規範にあたる。いわば「わがまち憲法」。兵庫県東家市、東京都杉並区などで施行されているが、県内にはなく、武生市が初の条例化を目指す。北海道「せ」町は「情報共有」と住民参加を「二の柱」、住民自治を実現を「三の柱」という理念を打ち出している。

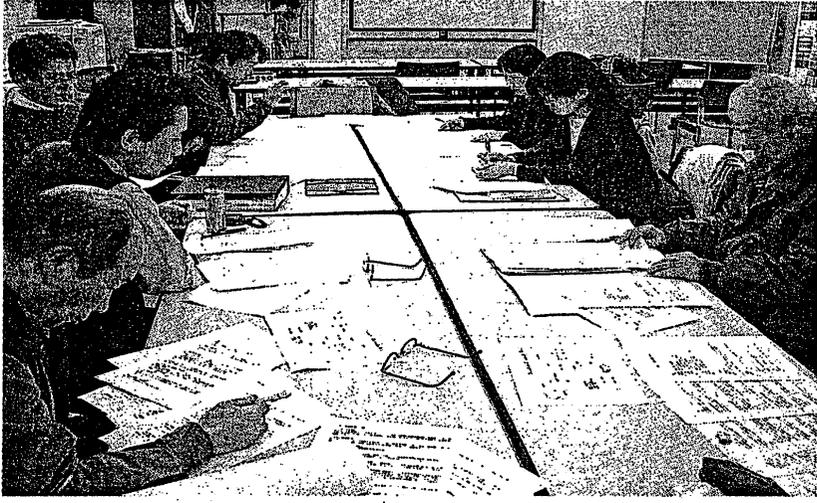
制定が盛り上がる背景には、武生市が進める地域振興事業がある。小学校区ごとの自治振興会を設立し、独自の事業計画を策定し、市からの交付金で実施する。

「地域振興事業は、住民が地区の独自性を守りながら、住民自治を実現させる『地方

### 取材ファイル

分権」の受け皿になる。条例には、これを明確にする役割がある」と、市企画調整課は説明する。最近の県内の市町村合併協定で、「今の地域のよさを

### 武生市、自治基本条例制定へ



市民自治基本条例の基本案を練るメンバーたち(武生市で)

うけるか」で意見調整がつかない例が見受けられる。武生市は先月末、今立町と合併協定を設立したが、合併後に誕生する新市全域で、地域振興事業が実施されれば、人口

より多

# 市民条例要綱提言 (平成16年3月12日)

## 「自治基本条例」の市民案です

武生  
区長や各組織代表らの市民会議が作成

### 『早期制定を』と市長に提出

武生市内の区長や各組織の代表らでつくる「地域自治振興条例市民会議」は十二日、市が九月制定を目指す「自治基本条例」の市民案を三木勅男市長に提出した。

(村瀬 力)

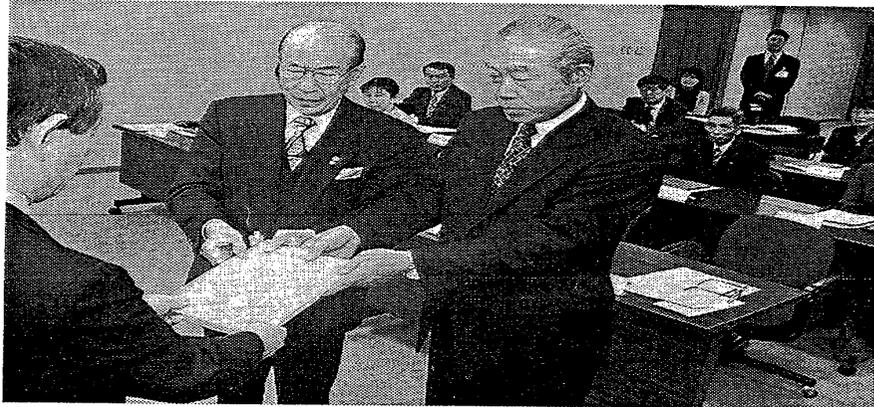
市民会議は昨年十二月、各分野の代表ら十八人に発足。区長、男女共同が委員となり、会合を五回重ねて案を作成した。

市民案は二十五項目。青少年の自由な参加やマニフェストの導入、重要案件の住民投票の実施などを案文スタイルでなく分かりやすい文章で示されている。

この日は市役所で座長の武生商工会議所の梅田保座長が三好勝会長らと市役所で

自治基本条例は住民主体のまちづくりや情報の共有化などを示した条例の憲法的な役割を果たす条例。北海道ニセコ町などで実績がある。

市は、市民会議や市民案提出を進めている別のグループのメンバーを交えた懇話会を立ち上げ、条例案を策定する。



三木勅男市長(左)に市民案を手渡す梅田保座長(右)と三好勝会長(中)＝武生市役所で

# 市民自治基本条例をつくる会提案 (平成16年5月10日)

2004年(平成16年)5月12日(水曜日)

赤坂

井

新

## 武生市民自治基本条例

### 住民が試案、市に提出

#### 懇話会で最終案まとめへ

市民グループの武生市民自治基本条例をつくる会は十日、試案を三木市長に提出した。市側は同試案も取り込んだ成案を煮詰め、九月市議会での制定を目指す。

「つくる会」は丹南自治研究センターの呼び掛けに呼応した市民活動家、主婦ら四十一人で昨夏発足。十一回の勉強会を重ね試案をまとめた。今年三月には中間報告会……

三木市長に試案を提出する「つくる会」の加藤さん(右) 武生市役所

を開催。広く市民の声を聞いて一部修正し、市側への提出にこぎ着けた。

加藤由美子さん(五五) 安養寺町 〓 〓

人が市役所を訪れ基本条例は市民が目指す自治社会の最高法規。分かりやすい条文にした「市役所も活動を担う一組織としてNPOや企業、町内会などと同列にした全国初の基本概念」などと説明し、三木市長に提出した。

市民自治基本条例は区長連合会、NPOなどをつくる地域自治振興条例市民会議も試案を提出している。このため、三木市長は「二団体の意見を基に、もう一度市民各層に集まってもらい、市案を作り上げたい」と、懇話会の立ち上げを表明した。市案をまとめ九月議会に提出する。



# 条例策定市民懇話会設置

---

## 【委員構成】

- ・委員18人 学経1人、市民活動団体9人、市民公募6人、市職員2人

## 【会議等】

- ・会議(全体会議・グループ討議) 7回
- ・ワーキング 2回

## 【議論の進め方】

- ・条例ありきでなく、課題や方向性、具体的な仕組み等についてまず議論
- ・次に、条例に盛り込む項目や内容を検討

# 自治基本条例素案策定へ

## どんどん意見を

### 武生 市民懇話会が初会合

武生市が九月の制定を  
目指す自治基本条例の素案を策定する市民懇話会  
の初会合が三日夜、市福



三木勅男市長④から委任状を受け取る  
委員たち＝武生市福祉健康センターで

祉健康センターであつた。三木勅男市長に提出された二つの市民案を参考に五回の会合で話し合い、八月をめどに素案づくりを進める。

自治基本条例は住民主体のまちづくりに向け、行政と住民の在り方を示す憲法的な条例。北海道ニセコ町や兵庫県宝塚市などで制定されている。

委員は市民代表や学識経験者、市職員の十八人。この日、三木市長から委任状が手渡された。三木市長は「最も重要な条例づくりのため、どん

(村瀬 力)



# 市民懇話会(その2)

---

## 【主な議論内容】

1. 市民自治の推進を中心におき、市民・行政・議会の役割を明確にし、協働したまちづくりを進めるべき。
2. 市民自治活動について
  - ・若い人や女性の参画、民主的運営、自主的運営
  - ・地域の自治（町内会、地域振興事業等の位置づけ）
  - ・NPO等との協働機会の拡充（新しい公共）
  - ・活動を支援するための行政の支援体制

# 市民懇話会（全体会）





# 市民懇話会(その3)

---

## 【主な議論内容】

### 3. 市民自治を支える市政運営

- ・市政への参画の拡充（計画・実施・評価への参画）
- ・積極的な情報の提供、適切な時期の説明責任
- ・PDCAによる効率的な市政運営  
（市長のトップマネジメント、機能的な組織づくり、行政評価など）

### 4. 市民代表等による推進機関の設置

### 5. 市民にわかりやすい条例に

# パブリック・コメント制度による意見募集

武生市は十八日から「自治基本条例(仮称)」の策定について、市民から意見を求めるパブリック・コメント募集を始めた。

「自治基本条例(仮称)」は「自治体の憲法」ともいわれ、市民や行政の役割、仕組みなど基本的な規範を定める。同市は今月上旬、市民懇話会を立ち上げ素案の策定を進めており、九月議会での制定を目指している。

## 自治体の憲法、作るう

パブリック・コメントの募集は、懇話会での素案策定に市民の意見を反映させていこうと開始した。市情報公開室や市のホームページなどで公開して日。

### 武生市 市民の意見を募集

「自治基本条例」の定義や制定の背景と概要、素案作りで検討すべき項目について、意見を募集する。

意見には住所、氏名、市

jp/  
city.takefu.fukui.

# 市民懇話会からの市長提言



# 市民懇話会 市長に提言

## 武生自治基本条例

三木市長に提言を手渡す市民懇話会の富永会長(右) 武生市役所



### 策定懇話会が市長に提言書 住民投票常設意見も

自治基本条例策定市民懇話会は、市が六月にさまざまな分野の市民活動の代表者や学識経験者、市職員の計十八人を委嘱。これまで「地域自治振興条例市民会議」「市民自治基本条例をつくる会」の二団体から提案のあった市民案を基に、市内の検討委員会、部会とも連携しながら議論を重ねてきた。

七回の会議と二回のワークショップを開催し、自治基本条例に盛り込むべき内容を提言書にまとめ、提言書は前文と八章の全九項目で構成。基本理念は自らの判断と責任

# 市民の活動、権利詳細に

自治体の憲法ともいわれる「武生市自治基本条例(仮称)」の策定に向け議論してきた市民懇話会が十一日、提言書をまとめ三木市長に提出した。

住民主体の市政を推進するため、市民自治の確立を中心に据えたのが特徴。提言書を基に市が原案を策定し、九月議会でその真内初の制定を目指す。

で市政に参画し、市民間の表現にとどまり、付帯士の連携と市との協働を齎し、常設型の住民基調とした「市民自治の投票制度についても、検討を進めてほしい」とし、今回の提言では市民の権利を詳しく盛り込んでいる。

「市民の意思を直接問う必要があると認める場合に行うことができる」と助言。市民投票については、この日、会長の富永が「市民の意思を直接問う必要があると認める場合に行うことができる」と助言。市民投票については、この日、会長の富永が「市民の意思を直接問う必要があると認める場合に行うことができる」と助言。

## 鈴なりソフトウ 収穫ソフトウ



朝日・泰澄の杜隣に開園  
朝日町公共施設管理公ブドウ園が七日オープン。家族連れらが甘く実る。



# 越前市自治基本条例の全体構成

---

## 前文

第1章 総則 (第1条－第3条)

第2章 市民自治の基本理念 (第4条)

第3章 市民と市民自治 (第5条・第6条)

第4章 市民自治活動 (第7条－第10条)

第5章 市議会 (第11条)

第6章 市政運営 (第12条－第15条)

第7章 住民投票 (第16条・第17条)

第8章 市民自治推進委員会 (第18条)

## 附則



# 越前市自治基本条例の内容

---

自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的として、市民の権利や責務、行政運営のあり方などを定めている。

市民に親しみやすく、分かりやすい表現に留意した。

(「わたしたち市民は」、「です・ます調」など)

# 条例の各章ごとの趣旨

## 前文

越前市の自治に関する基本条例であることから、憲法等のように「前文」を設けています。

(条例制定の背景、目指すべき自治のあり方やまちの姿など)

- ・「希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らせるまち」として発展させる。
- ・日々の生活において環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指す。
- ・市民のもつ多様な社会経験と創造的な活動を生かしたまちづくり
- ・市民自らの自覚と行動による、真の市民自治の確立



『人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち』

# 第1章 総則

---

条例の目的や位置付けを明らかにするとともに、用語の定義について規定。

## 〈第3条 用語の定義〉

- ・「**市民**」 越前市に住み、働き、学び、活動する全ての個人、団体、法人。
- ・「**参画**」 主体的に参加し、意思決定にかかわること。
- ・「**協働**」 共通の目的を持って、課題解決のために協力し取り組むこと。
- ・「**町内会**」や「**地区組織**」を定義



## 第2章 市民自治の基本理念

---

### 【第4条】

市民が市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを市民自治の基本理念として定める。

**「自立・自律」、「参画」、「協働」を基盤に**

「市民の自覚に基づく、参画と協働による自治」の推進

**情報の共有**

市民自ら考え行動するためには「情報の共有」は不可欠



## 第3章 市民と市民自治

---

市民自治の主体である市民の権利と責務を規定

### 市民の権利（第5条）

- ・市政に参画し意思を表明する権利
- ・一人ひとりの人権を保障  
(性別、年齢、国籍等で差別を受けない。)

### 市民の責務（第6条）

- ・自らの発言及び行動に責任を持つこと

## 第4章 市民自治活動（その1）

---

市民自治活動のルール・原則や、市民自治活動を通して、市民自らが住みよいまちづくりや社会貢献に努めることを定めている。

また、市民自治活動を促進するための市の支援のあり方等も規定。

### 市民自治活動とは

自主的に行う多様な公益活動を位置付け

- ・個人としての自主活動、地域におけるコミュニティ活動、NPO等のテーマ型活動など



## 第4章 市民自治活動（その2）

---

### 市民自治活動の原則（第7条）

- ・公共の利益のために自らできることを考え行動する
- ・男女共同参画、相互連携・相互尊重
- ・団体の民主的・自主的運営

### 地域の自治（第9条）

- ・町内会や地区組織による自治活動の推進
- ・安全で安心な住みよいまちづくりの実現

### 市民自治活動に対する市の支援（第10条）

- ・協働機会の拡充（「新しい公共」の推進）
- ・情報の提供、相談、専門家の派遣など、必要な措置



## 第5章 市議会

---

### (第11条)

市民の代表機関である市議会の役割について、定めている。

意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与する。  
開かれた議会運営のために、市民との情報の共有に努める。

政治倫理の確立に努める。

参考 情報公開条例：議会も実施機関  
議会議員政治倫理条例（H15.3）

## 第6章 市政運営

---

この条例の運用に当たり、市長や市職員が果たすべき責務のほか、市政運営に関する基本的な事項を規定。

### 市長の責務（第12条）

- ・総合的・計画的な行政の推進、効率的な行政運営
- ・機能的で簡素な組織づくり

### 職員の責務（第13条）

### 情報の公開及び提供（第14条）

- ・市民との情報の共有、説明責任、個人情報保護

### 行政評価（第15条）

- ・適切な評価の実施、結果の反映・公表

## 第7章 住民投票（その1）

---

直接市民の意思を問う「住民投票制度」について地方自治法の規定に基づき、住民投票の手続きや実施について定めている。

間接民主制が原則、住民投票制度はそれを補完するもので、最終手段として行われるもの。

住民投票条例とは

- ・投票を求める手続き（市民の請求者数）
- ・投票資格者、成立要件など



## 第7章 住民投票（その2）

---

### 住民投票の請求・発議（第16条）

- ・市民が住民投票を求める条例制定を請求できる
- ・市議会議員による発議、市長による発議

### 住民投票の実施（第17条）

- ・市長が発議する場合、必要に応じ投票資格者に未成年者や外国人を加えることができる。

外国人      特別永住者、永住者、日本人の配偶者、  
定住者等



## 第8章 市民自治推進委員会

---

### (第18条)

市民自治の円滑な推進を図るため、またこの条例を守り育てるため、「市民自治推進委員会」を設置することを定めている。

### 【市民自治推進委員会】

市長の諮問により、自治の推進に関する重要事項について審議し、市長に**答申**する。

市民自治活動の推進及び市政参画・協働の実施等について、市長に**提言**もできる。

委員構成 10人以内、任期 2年



# 条例により何が変わるのか

---

結論から言えば、激変するわけではない。

市民、議会、行政の間で、条例という形で、自治の基本理念を共有することに大きな意味。

市民の権利や責務を明確にすることで、住民自治の意識が高まる。

市民が主体的に考えて行動し、身近な課題を自ら解決する自治の仕組みが構築される。



## 条例により何が変わるのか(その2)

---

市政に市民が参画するための仕組みが整えられ、市民の意見が反映された開かれた行政運営が可能となる。

市の施策や条例、制度等が住民自治の視点から体系化され、総合的な取り組みが推進される。

- ・個別条例や施策の位置付けが明確になり、不変的なものとして担保される。
- ・基本理念を確認し、現行の様々な制度のあり方を再検討できる。



## おわりに

---

- ・今まで条例というと、ややもすると行政のみのものであった。
- ・自治基本条例は本市の自治の基本理念を明らかにしたものであり、市民、議会、行政の間で共通のものとして持つことに大きな意義がある。
- ・この条例を市民の皆さん自らがいかに運用していくかが重要である。

この条例の詳しい内容や考え方については、「越前市ホームページ」に掲載しておりますので、ご覧ください。

【問合せ先】 越前市市民生活部市民自治推進課 (電話 22 - 3293)



## (参考) 全国の主な条例制定状況

---

- |             |                 |            |
|-------------|-----------------|------------|
| 1) 北海道ニセコ町  | 「ニセコ町まちづくり基本条例」 | (平成13年4月)  |
| 2) 兵庫県宝塚市   | 「宝塚市まちづくり基本条例」  | (平成14年4月)  |
| 3) 兵庫県生野町   | 「生野町まちづくり基本条例」  | (平成14年6月)  |
| 4) 石川県羽咋市   | 「羽咋市まちづくり基本条例」  | (平成15年4月)  |
| 5) 東京都杉並区   | 「杉並区自治基本条例」     | (平成15年5月)  |
| 6) 愛知県東海市   | 「東海市まちづくり基本条例」  | (平成15年12月) |
| 7) 埼玉県富士見市  | 「富士見市自治基本条例」    | (平成16年4月)  |
| 8) 東京都多摩市   | 「多摩市自治基本条例」     | (平成16年8月)  |
| 9) 神奈川県愛川町  | 「愛川町自治基本条例」     | (平成16年9月)  |
| 10) 神奈川県大和市 | 「大和市自治基本条例」     | (平成17年4月)  |

すでに施行 約50の市町村 (平成17年3月まで)  
【平成19年12月現在 約150市町村 制定】

# 自治基本条例の性格

特別な法形式がなく、要件が明確に確立しているわけではない。

概ね次の二つの性格を併せ持つ。

基本条例としての性格

自治体の最高法規 他条例や計画の策定指針

総合条例としての性格

住民の権利を明確化

組織・運営に関する基本的事項を網羅

# 条例の主な内容（その1）

- ・ 「自立・自律」「参画」「協働」を基盤に  
「市民の自覚に基づく、参画と協働による自治」の推進  
協働ガイドライン2008年度版策定
- ・ 市民の権利を保障、市民の責務を明示
  - ・ 市政に参画し意思を表明する権利を保障、一人ひとりの人権を尊重
  - ・ 市民の責務として、自らの発言と行動に責任をもつことを規定
- ・ 市民自治活動の推進を柱に位置づけ
  - ・ 個人としての自主活動、地域におけるコミュニティ活動、NPO等のテーマ型活動を通じて、社会貢献に努めること
- ・ 市民自治活動の原則・ルールを規定
  - ・ 男女共同参画、相互連携・相互尊重、民主的・自主的運営
  - ・ 町内会や地区組織による自治活動の推進地域自治振興事業



## 条例の主な内容（その2）

---

- 市政運営の基本や議会の役割を明示
  - ・効率的な行政運営や機能的で簡素な組織づくり
  - ・情報の積極的な公開及び提供、説明責任、行政評価の推進
  - ・開かれた議会運営、市民との情報共有、政治倫理の確立
- 住民投票制度について明示
  - ・住民投票を求める条例の制定に対する市民の請求
  - ・未成年者や永住外国人等の投票資格者への拡充
- 市民自治推進委員会の設置
  - ・市民自治の円滑な推進を図るため、またこの条例を守り育てるための協議機関を設置。
  - ・市長の諮問に応じ、審議し答申するほか、提言を行う。

## 「武生市自治基本条例」ができました

No.2

先月号で制定の目的、概要などを説明しましたが、今回は内容についてお知らせします。詳細は、市ホームページで見ることが出来ます。問合せ、企画調整課 222230116

### 「武生市自治基本条例」はこんな内容を盛り込んでいます

いま、社会の変革と分権型社会への移行によって、自治体の役割と責任が拡がり、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとにまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。私たちは、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で市民自治を確立し、住みよいまち武生をみんなの自覚と行動によりつくっていかねばなりません。

#### 市民自治の基本理念

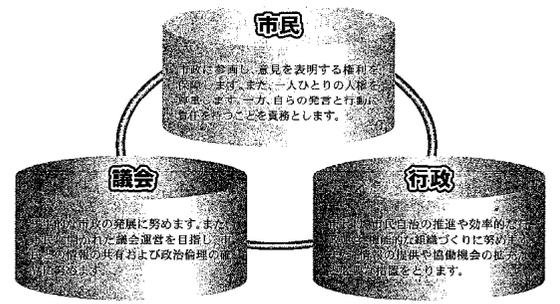
この条例が目指すものは、市民が市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基本とした市民自治の確立です。

- 自立・自律
- 参画・協働
- 情報の共有

#### 実現のために

#### 市民自治活動のルール

- 市民は、公共の利益のために自らできることを考え行動します。また、町内会や地区での活動、NPOの活動などを通して、社会貢献に努めます。
- 市民自治活動を行う個人・団体は、連携し、互いの活動を尊重します。また、民主的かつ自主的な団体運営を行い、男女共同参画にも努めます。



今後、この条例に基づき、よりいっそうの市民参加によるまちづくりを進めていきます

## 「武生市自治基本条例」ができました

「武生市自治基本条例」ができました

**Q1** なぜ今、自治基本条例をつくる必要があるの？

地方分権改革によって、国と地方は対等の関係となり、地方自治体の役割と責任が増大しました。また、少子高齢化など、社会環境の変化による高度多様化した市民ニーズに応える必要も出てきました。今、こうした自治体運営を行政任せにするのではなく、市民と市が、共に考え、共に行動し、解決することが求

**Q2** この条例で何が変わるの？

この条例が制定されたからといって、わたしたちの生活が激変するわけではありません。しかし、まちづくりのルールとして市民の役割・行政の役割・仕組みなどが明らかにされることになり、市民が主体的に考えて行動し、身近な課題を自ら解決する自治の仕組みができたり、市政に参画するための仕組みが整えられ、市民の意見が反映されたり、行政運営が可能となります。

**Q3** この条例の特徴は？

※自立・自律・参画・協働を基本としています。  
この条例が目指すのは、市民の自覚に基づく参画と協働による自治の推進です。

※市民自治活動を市民自治推進の柱として位置付けています。  
市民が町内会や地区での活動、NPO活動を通して社会貢献に努めることとそれら活動上の原則などを定めています。

※市民自治推進委員会の設置を定めています。  
市民自治の円滑な推進を図るため、この条例を守り育てるため、市民の代表などから構成される「市民自治推進委員会」を設置します。

※住民投票制度をわかりやすく明記しています。  
直接市民の意思を問う住民投票制度について、市民にわかりやすく明記しています。

※条例の内容については、11月号で掲載します。また市ホームページでも見ることが出来ます。  
問合せ 企画調整課 222230116

### 自治基本条例の骨格

前文	
第1章 総則 第1条【目的】 第2条【条例の位置付け】 第8条【定額】	
第2章 市民自治の基本理念 第4条【市民自治の基本理念】	
第3章 市民と市民自治 第5条【市民の権利】 第6条【市民の義務】	第5章 市議会 第11条【市議会】
第4章 市民自治活動 第7条【市民自治活動の原則】 第8条【社会貢献活動】 第9条【地域の自治】 第10条【市民自治活動の支援】	第6章 市政運営 第12条【市長の責務】 第13条【議員の責務】 第14条【情報の公開及び提供】 第15条【行政評価】
第7章 住民投票 第16条【住民投票の請求又は実施】 第17条【住民投票の実施】	
第8章 市民自治推進委員会 第18条【市民自治推進委員会】	
附則	